

障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本

社会福祉法人 山の都福祉会
平山 大河

本講義の獲得目標

- 障害福祉サービス等の提供におけるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下サービス管理責任者等）と相談支援専門員の役割、両者の関係性を理解する
- サービス提供において利用者の権利擁護と虐待防止を図るために相談支援専門員とサービス管理責任者等が果たすべき役割を理解する。



I 相談支援事業について

1. 相談支援事業の成り立ちと 障害者総合支援法における相談支援事業

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆ 身体障害者：市町村障害者生活支援事業（平成8年）
- ◆ 知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業（平成2年）
- ◆ 精神障害者：精神障害者地域生活支援事業（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆ 措置から契約へ
- 障害者支援費支給制度開始
- ◆ 国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆ 障害者相談支援事業開始
 - 相談支援専門員の創設
 - サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆ 相談支援体系の見直し
 - 特定相談支援
 - 一般相談支援
 - 障害児相談支援 の創設

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、* 社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

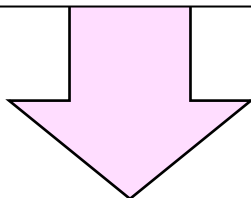
【趣旨】* 記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

（1）障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること

（2）障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること

（3）可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること



サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

○各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「相談支援専門員」という専門職が身近にいる体制を整えること。

○そして、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを目指すこと。

それぞれの相談支援事業の役割と機能

個別給付指定相談支援事業

指定特定（事業者指定は市町村長）
○計画相談支援（個別給付）

※児童は居宅サービス

- ・ サービス利用支援
- ・ 継続サービス利用支援
- ※特定事業所加算をうけている場合は24時間対応及び困難事例に対応する場合あり
- 基本相談支援
障害児者等からの相談

指定障害児（事業者指定は市町村）

○障害児相談支援（個別給付）

※通所サービス

- ・ 障害児支援利用援助
- ・ 継続障害児支援利用援助

※障害児の入所サービスについては 児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児支援利用計画の作成 対象外

指定一般

（事業者指定は都道府県知事）指定都市市長
中核市市長

○地域相談支援（個別給付）

- ・ 地域移行支援（地域生活準備のための外出への動向支援・入居支援等）
- ・ 地域定着支援（24時間の相談支援体制等）
- 基本相談支援（障害者・障害児等からの相談）

市町村による相談支援事業

市町村相談支援事業

市町村直営
相談支援事業

委託可

市町村直営
基幹相談機能
（地域自立支援協議会）

委託可

委託相談支援事業

- 一般的な相談をしたい場合（基本相談）
- 主に個別給付による相談支援では対応が困難であったり、対象とならない事例等に対して一般的な相談支援を行う

基幹相談支援センター

地域
（自立支援）
協議会

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導、助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組や推進
- 権利擁護・虐待の予防

- 福祉サービスの利用援助（情報提供・相談等）
- 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアかアウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

都道府県広域専門相談

障害者の相談支援体系

一般的な相談支援	市町村／特定指定・一般相談支援事業者に委託可能	
	○障害者・障害児などからの相談(財源:地方交付税)	
サービス等利用計画	指定特定相談支援事業者 ※事業指定は市町村長等が行う	
	○計画相談支援(個別給付)・サービス利用支援・継続サービス利用支援 ○基本相談支援(障害者・障害児等からの相談)	
地域移行支援 地域定着支援	指定一般相談支援事業者 ※事業指定は都道府県知事・指定都市・中核市の長が行う	
	○地域相談支援(個別給付)・地域移行支援・地域定着支援 ○基本相談支援(障害者・障害児からの相談)	
計画	作成者	位置づけ
サービス等利用計画	相談支援専門員	複数のサービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画
個別支援計画	サービス管理責任者	サービス等利用計画を受けて、自分の事業所で提供できるサービスを掘り下げた計画
障害児支援利用計画	相談支援専門員	障害児のサービス共通の支援目標等...支援計画

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。

また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。

平成30年4月設置市町村数:650
設置個所数:719
(一部共同設置)

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談

- 障害の種別や各種ニーズに対応する
- ・総合的な相談支援(3障害対応)の実施
 - ・専門的な相談支援の実施

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援事業
 - ・虐待防止
- ※ 市町村障害者虐待防止センター(通報受理、相談等)を兼ねることができる。

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備に係るコーディネート

地域の相談支援体制の強化の取組

- ・相談支援事業者への専門的指導、助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化の取組



主任相談支援専門員、
相談支援専門員、社会福祉士、
精神保健福祉士、保健師等

運営委託等

協 議 会

相談支援
事業者



相談支援
事業者



相談支援
事業者



児童発達
支援センター
(相談支援事業者)

重層的な相談支援体制

<第3層>

c. 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成
- 地域の相談機関との連携強化
- 地域移行・地域定着の促進の取組
- 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域(自立支援)協議会

<第2層>

b. 一般的な相談支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- 社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)
- 社会生活力を高めるための支援
- ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助
- 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村相談支援事業

<第1層>

a. 基本相談支援を基盤とした計画相談支援

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援
 - ・継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業

I 相談支援事業について

2. 計画相談支援及び障害児相談支援について

指定計画相談支援事業及び指定障害児相談支援事業の対象者等について

1. 対象者

○ 障害者総合支援法の計画相談支援の対象者

- ・ 障害福祉サービスを申請した障害者又は障害児
- ・ 地域相談支援を申請した障害者

※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、自立生活援助、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。

○ 児童福祉法の障害児相談支援の対象者

- ・ 障害児通所支援を申請した障害児

2. サービス内容

平成一七・一一・七法律一二三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下法） 第五条第二〇・二一項

○ 支給決定時（サービス利用支援・障害児支援利用援助）

- ・ 支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成。
- ・ 支給決定又は変更後、サービス事業者等との連絡調整、サービス等利用計画・障害児支援計画の作成。

○ 支給決定後（継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助）

- ・ 利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに厚生労働省令で定める期間を勘案して市町村が決定した期間毎に、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行う（モニタリング）。
- ・ サービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨。

3. 継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助のモニタリング期間

平成一八年・二・二八厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（以下規則） 第六条の一六

1) 基本的な考え方

- ・ 対象者の状況に応じて柔軟に設定すべきものであることから、市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとする。
- ・ 一定の目安として、国において対象者ごとの標準期間を示す。
- ・ 平成30年4月よりケアマネジメント充実の必要性の観点から、一部モニタリング標準期間を改定する。
- ・ 特定相談支援事業所等の体制整備の観点から、モニタリング標準期間の改定は経過措置として段階的に適用する。

2) モニタリング期間の設定（省令事項：則第6条の16）

市町村が、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、利用者本人等の心身の状況、置かれている環境、援助の方針や解決すべき課題、目標や達成時期等並びに以下の省令で定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とする。

<省令で定める期間>

(1) 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があった者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月

(2) 在宅の障害福祉サービス利用者（障害児通所支援を含む）又は地域定着支援利用者 ※①を除く → 毎月

① 以下の者

イ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

ロ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

ハ 常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する者（重度障害者等包括支援の支給決定を受けていない者に限る。）

② 以下の者 → 3ヶ月ごとに1回

・ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者

・ 介護保険サービスを利用していない65歳以上の者

③ ①、②以外の者 → 6ヶ月ごとに1回

(3) 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 6ヶ月ごとに1回

(4) 地域移行支援、地域定着支援を利用する者 → 6ヶ月ごとに1回

※上記区分は市町村がモニタリング期間を設定するための標準であり、例えば次のような利用者については、標準よりもさらに短い期間（6ヶ月→4ヶ月、3ヶ月→2ヶ月）で設定することが望ましい。

<計画相談支援>

- ・生活習慣等を改善するために集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- ・利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やおそれのある者

<障害児相談支援>

- ・学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- ・就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

<勘案事項>

- 障害者等の心身の状況
- 障害者等の置かれている環境
 - ・ 家族状況
 - ・ 障害者等の介護を行う者の状況
 - ・ 生活状況（日中活動の状況（就労・通所施設等）、地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化
- 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- 生活全般の解決すべき課題
- 提供される各サービスの目標及び達成時期
- 提供されるサービスの種類、内容、量 等

3) モニタリング期間設定等の手続

- ① 特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)が、国が定める標準期間、勘案事項を踏まえて、サービス等利用計画案(障害児支援利用計画案を含む。以下同じ。)に「モニタリング期間(毎月、3月ごと等)案」を記載。
- ② 利用者が、当該サービス等利用計画案を市町村に提出(併せて支給申請書、計画担当事業者の届出書を提出)。
- ③ 市町村は、サービスの支給決定に併せ、計画相談支援給付費(障害児相談支援給付費を含む。以下同じ。)の支給を通知。
- ④ その際、市町村は、「モニタリング期間(毎月、3月ごと等)」等を定め、対象者に通知。(受給者証にも記載。)
- ⑤ モニタリング期間を変更(毎月→3ヶ月等)する場合には、市町村は、その都度、変更したモニタリング期間を利用者に通知。(対象者に受給者証の提出を求めモニタリング期間の記載を変更)。

※ 計画相談支援給付費の支給期間は、サービス等利用計画の作成月からサービスの最長の有効期間の終期月を基本。

※ モニタリング期間の設定に当たっては、モニタリング実施月の特定等のため、当該モニタリング期間に係るモニタリングの開始月と終期月を設定。

・開始月 → サービスの有効期間の終期月にモニタリングを実施することとした上で、モニタリング期間を踏まえて設定。

・終期月 → 原則、計画相談支援給付費の支給期間の終期月とする。ただし、毎月実施する者は原則最長1年以内(新規又は変更により著しくサービス内容に変動があった者は3ヶ月以内を基本とする)。

※ 利用者が相談支援事業者の変更を希望する場合には、相談支援事業者の変更届出書及び受給者証を市町村に提出。
市町村が受給者証の記載を変更し利用者に返還。

※ 対象者が不在である等によりやむを得ずモニタリング期間が予定月の「翌月」となった場合であって、市町村が認めるときには報酬を算定可。

4) セルフプラン作成者に係るモニタリングの取り扱い

セルフプラン作成者は、自ら計画を作成できる者であることから、指定特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)によるモニタリングは実施しないこととする。

5) 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅)と兼務する場合のモニタリング等の取り扱い

相談支援専門員は、原則専従としているが、相談支援の提供体制を確保する観点から、従前と同様に、業務に支障がない場合にはサービス提供事業所の職員等の兼務を認めることとしている。

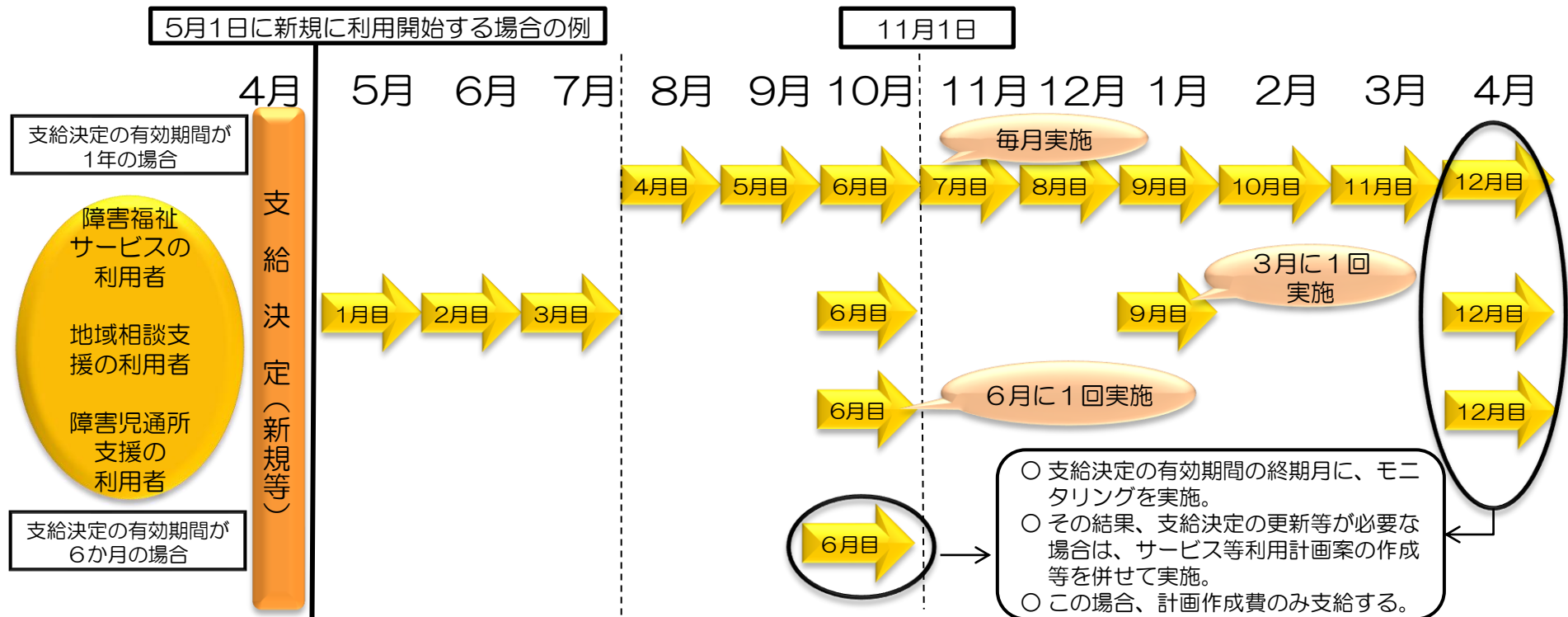
サービス提供事業所の職員(入所・通所・在宅すべて)と兼務する相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成した結果、兼務するサービス提供事業所を利用することとなった場合、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねない。

このため、以下のやむを得ない場合を除き、モニタリングや支給決定の更新又は変更に係るサービス利用支援については当該事業所と兼務しない別の相談支援専門員が行うことを基本とする。

- ① 地域に他の相談支援事業者がない場合
- ② 新規支給決定又は変更後、概ね3ヶ月以内の場合(計画作成とその直後のモニタリングは一体的な業務であること、また、特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者(計画作成担当)の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。)
- ③ その他市町村がやむを得ないと認める場合

モニタリングの実施標準期間と実施イメージ

対象者	期間
①新規又は支給決定の内容に著しい変更があった者	1 月間 ※利用開始から3月のみ
②集中的な支援が必要な者	1 月間
③就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助の利用者	3 月間
④居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練の利用者	3 月間
⑤生活介護、就労継続支援、共同生活援助（日中支援型を除く）、地域移行支援、地域定着支援、障害児通所支援の利用者	6 月間 ※65歳以上で介護保険のケアマネジメントを受けていない者は3月間
⑥障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援の利用者	6 月間



3. 報酬

- 業務負担に応じた加算を設けること等に伴い、平成30年報酬改定にて計画相談支援の基本報酬を引下げ。
- 標準担当件数を一定以上超過する場合（40件以上）の基本報酬の逡減制を導入。

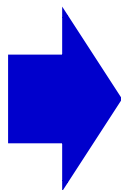
※ 障害児相談支援は、モニタリング標準期間の見直しを行わないことなどから、基本報酬は据え置き。

令和6年
報酬改定

（基本報酬）

〔旧単価〕

イ サービス利用支援費	1,611単位
□ 継続サービス利用支援費	1,310単位



〔見直し後〕

イ サービス利用支援費

(1) サービス利用支援費（Ⅰ）	1,458単位（1,611単位）	1,572
(2) サービス利用支援費（Ⅱ）	729単位（806単位）	732

□ 継続サービス利用支援費

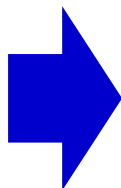
(1) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1,207単位（1,310単位）	1308
(2) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）	603単位（655単位）	606

注1）（Ⅰ）については、利用者数が40未満の部分について算定。（Ⅱ）については、40以上の部分について算定。

注2）新単価については、施設入所等及び新サービス以外の利用者については平成31年度から適用。平成30年度中は括弧内の単価を適用。

〔旧単価〕

イ 障害児支援利用援助費	1,611単位
□ 継続障害児支援利用援助費	1,310単位



〔見直し後〕

イ 障害児支援利用援助費

(1) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,620単位	1,766
(2) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	811単位	815

□ 継続障害児支援利用援助費

(1) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,318単位	1,448
(2) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	659単位	662

注）算定方法は、計画相談支援の注1と同様。

※ 介護保険のケアプランが作成されている利用者にサービス等利用計画の作成を求める場合であって、同一の者が作成を担当する場合には、報酬上の調整を行う。

※ 障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となる。この場合の報酬については、障害児相談支援給付費のみ支給。

給付等について

障害福祉サービス

市 町 村

介護給付

- ・居宅介護 重度訪問介護
- ・同行援護 ・行動援護
- ・療養介護 ・生活介護
- ・短期入所
- ・重度障害者等包括支援
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援(A型・B型)
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助

自立支援医療

- ・更生医療 ・育成医療

- ・精神通院医療

★自立支援医療のうち、精神通院医療の実施主体は都道府県及び指定都市

自立支援給付

【国負担1/2】

障害児・者

地域生活支援事業

【国補助1/2以内補助】

- ・相談支援 ・意思疎通支援
- ・日常生活用具 ・移動支援
- ・地域活動支援センター
- ・福祉ホーム 等

支援

- ・広域支援 ・人材育成 等

都 道 府 県

補 装 具

- ・義肢 ・装具 ・車椅子 等

相談支援

- ・基本相談支援
- ・地域相談支援
(地域移行支援・地域定着支援)
- ・計画相談支援
(サービス利用支援、継続サービス利用支援)

児童福祉法【国負担1/2】

障害児相談支援

障害児通所支援

- ・児童発達支援
- ・医療型児童発達支援
- ・居宅訪問型児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援

障害児入所支援

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数
訪問系	介護給付	居宅介護 者 児	198,067	21,757
		重度訪問介護 者	12,192	7,499
		同行援護 者 児	25,332	5,678
		行動援護 者 児	13,184	2,026
		重度障害者等包括支援 者 児	45	10
日中活動系	介護給付	短期入所 者 児	45,113	5,281
		療養介護 者	21,010	258
		生活介護 者	298,119	12,363
施設系		施設入所支援 者	124,432	2,560
居住支援系		自立生活援助 者	1,270	295
		共同生活援助 者	168,318	12,400
訓練系・就労系	訓練等給付	自立訓練（機能訓練） 者	2,238	189
		自立訓練（生活訓練） 者	14,150	1,315
		就労移行支援 者	35,415	2,977
		就労継続支援（A型） 者	83,302	4,377
		就労継続支援（B型） 者	323,786	16,068
		就労定着支援 者	15,191	1,530

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5 年 1月サービス提供分（国保連データ）

障害福祉サービス等の体系（障害児支援、相談支援に係る給付）

サービス内容			利用者数	施設・事業所数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	167,712	11,004
		医療型児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、 集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う	1,730	88
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	309,961	19,638
居宅訪問型児童発達支援 児		重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	336	115	
保育所等訪問支援 児		保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	15,649	1,512	
福祉型障害児入所施設 児		施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,320	180	
医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,750	198		
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	213,753	9,805
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	71,609	6,045
		地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	566	320
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	4,092	563

※ 障害児支援は、個別に利用の可否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）※ 相談支援は、支援区分によらず利用の可否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注） 1.表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。 2.利用者数及び施設・事業所数は、令和 5年 1月サービス提供分（国保連データ）

支給決定プロセスについて

介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付

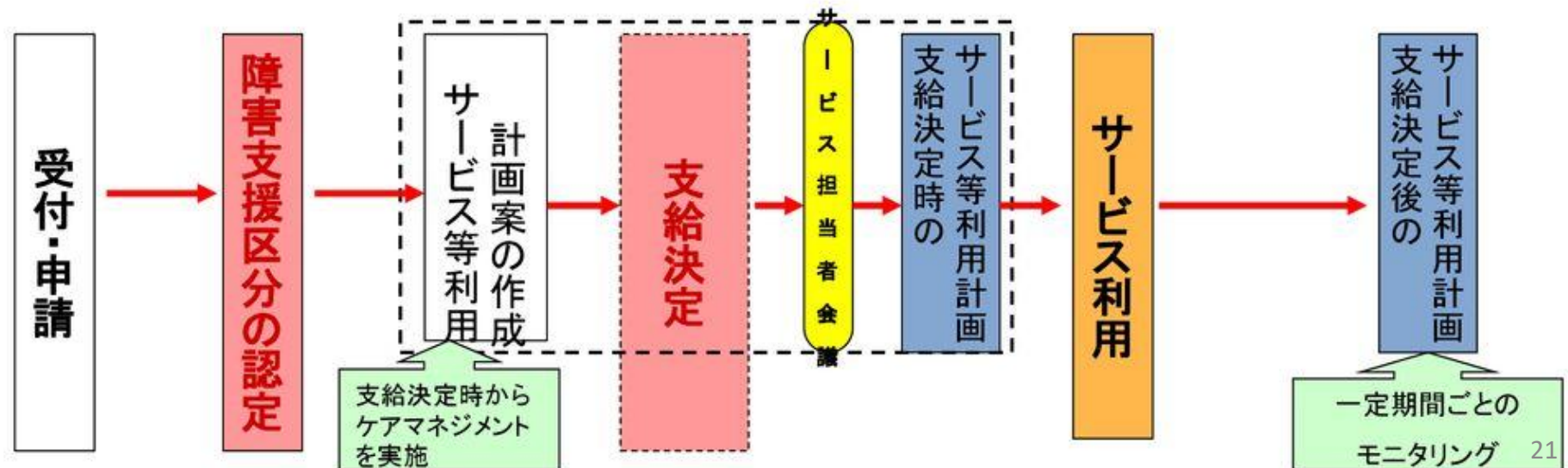
市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合（申請・支給決定の変更）には、指定を受けた特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求め、これを勘案して支給決定を行う。

* 上記の計画案に代えて、指定特定相談支援事業者以外の者が作成する計画案（セルフプラン）を提出可。

支給決定時のサービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。

障害児についても、児童福祉法に基づき、市町村が指定する指定障害児相談支援事業者が、通所サービスの利用に係る障害児支援利用計画（障害者のサービス等利用計画に相当）を作成する。

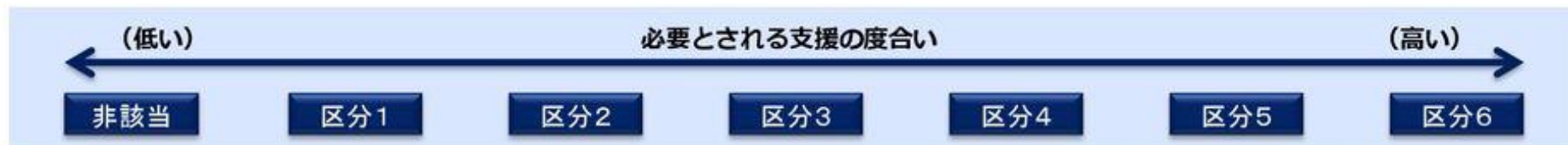
* 障害児の居宅介護等の居宅サービスについては、障害者自立支援法に基づき、「指定特定相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成。（障害児に係る計画は、同一事業者が一体的（通所・居宅）に作成）



障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

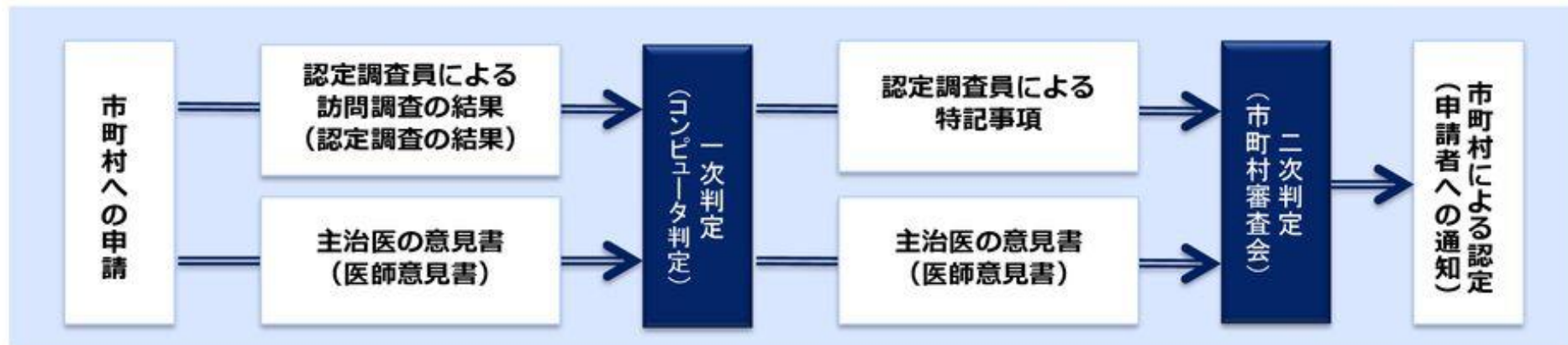
① 障害支援区分の定義（法第4条第4項）

○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。



② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



③ 市町村審査会による二次判定結果（平成27年10月～平成28年9月）

非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
71件	6,163件	46,914件	53,224件	46,478件	37,538件	59,479件	249,867件
0.0%	2.5%	18.8%	21.3%	18.6%	15.0%	23.8%	100.0%

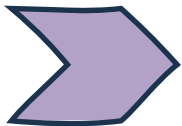
障害支援区分の原則

障害の程度(重さ)≠必要とされる支援の量

①自分で体を動かせないため、入浴できず清拭のみ行っている場合



②体が動き自分で入浴できるが、行為が不十分なため、全面的に支援者等がやり直している場合



①も②も支援の度合いは「全面的な支援」が必要

障害支援区分の認定調査項目(80項目)

1. 移動や動作等に関連する項目(12項目)

1-1 寝返り	1-2 起き上がり	1-3 座位保持	1-4 移乗
1-5 立ち上がり	1-6 両足での立位保持	1-7 片足での立位保持	1-8 歩行
1-9 移動	1-10 衣服の着脱	1-11 じょくそう	1-12 えん下

2. 身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)

2-1 食事	2-2 口腔清潔	2-3 入浴	2-4 排尿
2-5 排便	2-6 健康・栄養管理	2-7 薬の管理	2-8 金銭の管理
2-9 電話等の利用	2-10 日常の意思決定	2-11 危険の認識	2-12 調理
2-13 掃除	2-14 洗濯	2-15 買い物	2-16 交通手段の利用

3. 意思疎通等に関連する項目(6項目)

3-1 視力	3-2 聴力	3-3 コミュニケーション	3-4 説明の理解
3-5 読み書き	3-6 感覚過敏・感覚鈍麻	-	-

4. 行動障害に関連する項目(34項目)

4-1 被害的・拒否的	4-2 作話	4-3 感情が不安定	4-4 昼夜逆転	4-5 暴言暴行
4-6 同じ話をする	4-7 大声・奇声を出す	4-8 支援の拒否	4-9 徘徊	4-10 落ち着きがない
4-11 外出して戻れない	4-12 1人で出たがる	4-13 収集癖	4-14 物や衣類を壊す	4-15 不潔行為
4-16 異食行動	4-17 ひどい物忘れ	4-18 こだわり	4-19 多動・行動停止	4-20 不安定な行動
4-21 自らを傷つける行為	4-22 他人を傷つける行為	4-23 不適切な行為	4-24 突発的な行動	4-25 過食・反すう等
4-26 そう鬱状態	4-27 反復的行動	4-28 対人面の不安緊張	4-29 意欲が乏しい	4-30 話がまとまらない
4-31 集中力が続かない	4-32 自己の過大評価	4-33 集団への不適応	4-34 多飲水・過飲水	-

5. 特別な医療に関連する項目(12項目)

5-1 点滴の管理	5-2 中心静脈栄養	5-3 透析	5-4 ストーマの処置
5-5 酸素療法	5-6 レスピレーター	5-7 気管切開の処置	5-8 疼痛の看護
5-9 経管栄養	5-10 モニター測定	5-11 じょくそうの処置	5-12 カテーテル

基本情報とアセスメント項目等について

○障害者ケアガイドライン(平成14年3月31日)で示す相談受付時に聴取及び記録する基本情報及びアセスメント時に聴取し記録する項目は以下の通り

基本情報	アセスメント項目
1)相談日 2)受付No. 3)利用者氏名 4)生年月日 5)現住所 6)現住所の電話番号 7)家族状況 8)相談内容 9)現在利用しているサービス 10)相談面接結果 11)相談者名等	1)利用者氏名 2)訪問年月日 3)訪問者名・所属名 4)本人の概要 ・生活歴 ・病歴・障害歴 ・医療機関利用状況 5)現在の生活状況の概要 6)利用者の状況 ・生活基盤に関する領域 ・健康・身体に関する領域 ・コミュニケーション・スキルに関する領域 ・社会生活技能に関する領域 ・社会参加に関する領域 ・教育・就労に関する領域 ・家族支援に関する領域 7)本人の要望・希望する暮らし 8)家族の要望・希望する暮らし 9)関係職種から得た情報

サービス等利用計画(書式例)

利用者氏名		障害支援区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号					

計画案作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	
--------	--	----------------	--	----------	--

利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)					
総合的な援助の方針					
長期目標					
短期目標					

優先順位	解決すべき課題 (本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための 本人の役割	評価時期	その他留意事項
				福祉サービス等 (頻度・時間)	提供事業者名 (担当者・電話)			
1								
2								
3								
4								

モニタリング報告書(書式例)

利用者氏名		障害支援区分		相談支援事業者名	
障害福祉サービス受給者証番号				計画作成担当者	
地域相談支援受給者証番号					

計画面作成日		モニタリング期間(開始年月)		利用者同意署名欄	
--------	--	----------------	--	----------	--

総合的な援助の方針					全体の状況				

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人の感想・満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)	今後の課題・解決方法	計画変更の必要性			その他留意事項
							サービス種類の変更	サービス量の変更	習慣計画の変更	
1							有・無	有・無	有・無	
2							有・無	有・無	有・無	
3							有・無	有・無	有・無	
4							有・無	有・無	有・無	
5							有・無	有・無	有・無	27

3 地域相談支援について

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の基準

1. 対象者

（地域移行支援）

法 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院、矯正施設等又は保護施設に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

法 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障害者

→ 長期に入院していることから支援の必要性が相対的に高いと見込まれる1年以上の入院者を中心に対象。

1年未満の入院者は、特に支援が必要な者（措置入院や医療保護入院から退院する者で住居の確保などの支援を必要とするものや地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者など）を対象。

※ 地域移行支援の支給決定主体は、障害者支援施設等に入所する者と同様に、精神科病院を含め居住地特例を適用。

（入院・入所前の居住地の市町村が支給決定）

（地域定着支援）

○ 以下の者のうち、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者。

・ 居宅において単身で生活する障害者

・ 居宅において同居している家族等が障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者

→ 具体的な対象者のイメージは、施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した者、地域生活が不安定な者等

→ グループホーム、宿泊型自立訓練の入居者については、対象外。

※ 地域相談支援の給付決定に当たっては、障害支援区分認定調査に係る項目を調査（障害支援区分の認定は不要）

ただし、国庫補助事業支援対象者については調査を実施しないことも可。（更新時は調査が必須）

2. サービス内容

（地域移行支援）

法 住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与。

→ 「その他厚生労働省令で定める便宜」は、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等。

（地域定着支援）

法 常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与。

→ 「常時の連絡体制」については、携帯電話による体制によることも可。また、緊急の事態に対して速やかに駆けつけられる体制を確保することが前提。

→ 「その他の便宜」については、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等の緊急時の各種支援。

3. 給付決定の有効期間

(地域移行支援)

- 6か月以内。地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月以内で更新可。
更なる更新については、必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断。

(地域定着支援)

- 1年以内。地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年以内で更新可。
(その後の更新も同じ)

4. 事業の実施者(都道府県・指定都市・中核市が指定する一般相談支援事業者(地域移行・定着担当))

法

施行(平成24年4月1日)の際、既存の指定相談支援事業者は、1年以内は「指定一般相談支援事業者(地域移行・定着担当)」とみなす。(期間内に指定申請しないときは、その効力を失うことに留意。)

(指定手続)

- 当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事・指定都市市長・中核市市長に申請し、当該自治体が指定。

(人員基準)

- 管理者、地域移行支援・地域定着支援を担当する者(そのうち1人は相談支援専門員)とする。
 - ※ 事業所ごとに、専従の者を配置をしなければならない(計画相談支援・障害児相談支援との兼務は可)。
ただし、業務に支障のない場合は、当該事業所の他の職務等に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
 - ※ 相談支援専門員については、自ら地域相談支援を実施する他、その他の者への技術的指導、助言を行う役割。
 - ※ 地域移行支援・地域定着支援を担当する者については、資格や経験を問わない。
 - ※ 精神障害者地域移行・定着支援事業を実施する事業者は、当面の間、相談支援専門員の有無に関わらず指定できる経過措置を設ける。
(できる限り速やかに相談支援専門員を配置することが望ましい。)

(運営基準(地域移行支援))

- 地域移行支援計画の作成
対象者ごとに地域移行支援計画を作成。
なお、作成に当たっては、利用者への面接や障害者支援施設等又は精神科病院の担当者を招集した会議を開催し意見を求める。
- 相談及び援助
利用者への対面による支援について、概ね週1回以上行わなければならない。
- 体験利用、体験宿泊
障害福祉サービスの体験利用について、指定障害福祉サービス事業者への委託により実施。また、体験宿泊について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により実施できる。
- 重要事項の揭示義務、公表の努力規定を設ける。
 - ※ その他、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(運営基準(地域定着支援))

- 地域定着支援台帳の作成
対象者ごとに、緊急時において必要となる家族、サービス事業者、医療機関等の連絡先等を記載した地域定着支援台帳を作成。
作成に当たっては、利用者に面接によるアセスメントを実施し、作成。
- 常時の連絡体制の確保等
利用者との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握。
- 緊急の事態における支援等
緊急時に速やかに居宅への訪問等による状況把握を実施するとともに、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的滞在支援(指定障害福祉サービス事業者に委託可)等の措置を講じる。
- 地域移行支援と同様に、重要事項の揭示義務、公表の努力規定を設ける。

※ その他、秘密保持、苦情解決、記録の整備等必要な事項について規定。

(その他)

- 地域移行支援・地域定着支援はできる限り支援の継続性を確保する観点から、両方の指定を受けることが基本。
ただし、他の事業所との連携等により適切に支援することが可能な場合には、地域移行支援のみ又は地域定着支援のみの指定可。

5. 報酬

地域移行支援・地域定着支援は、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、特に支援を実施した場合等を加算で評価。

(地域移行支援)

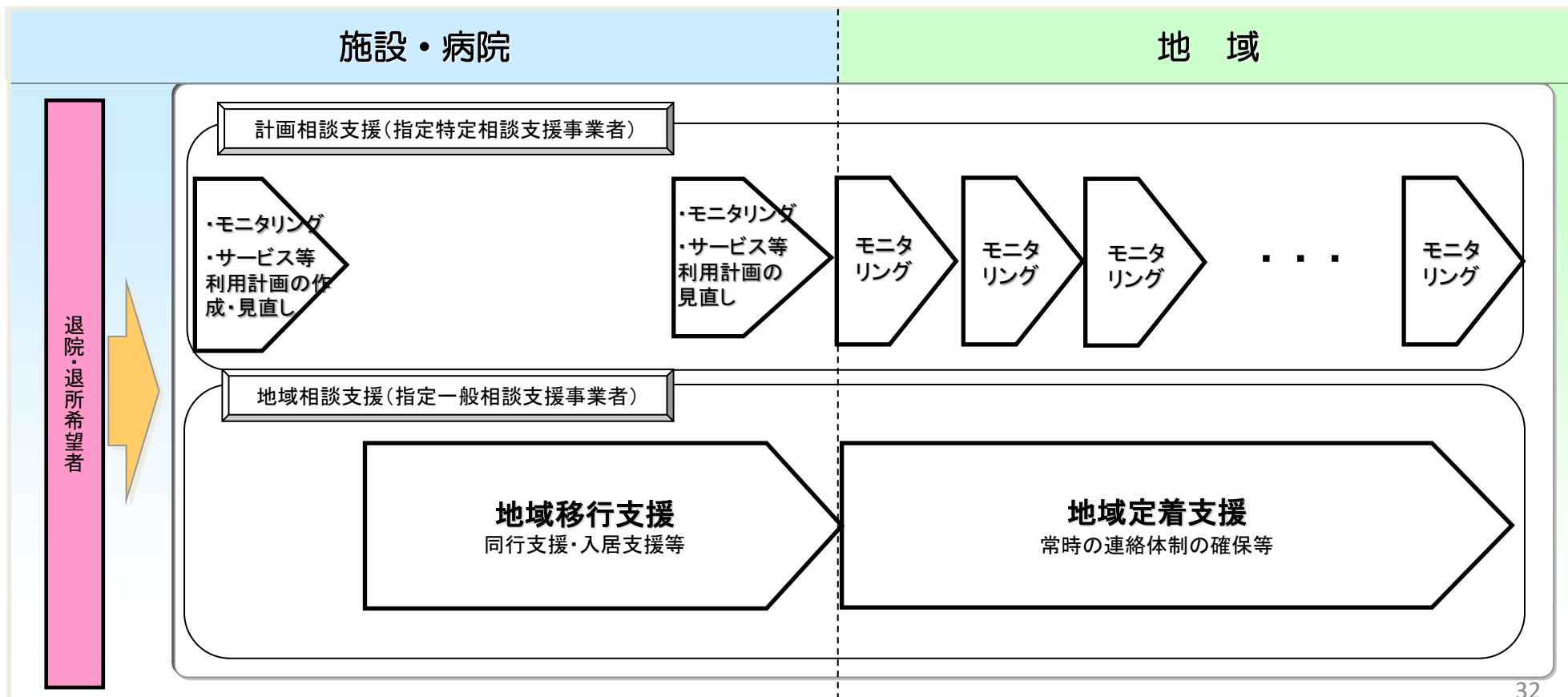
- | | |
|------------------------|--|
| ・ 地域移行支援サービス費 (Ⅰ) | 3, 044単位／月(社会福祉士等の専門職を配置し、地域移行の実績がある事業所を評価。) |
| ・ 地域移行支援サービス費 (Ⅱ) | 2, 336単位／月(Ⅰの要件を満たさない場合に算定。) |
| ・ 初回加算 | 500単位／月(サービス利用開始月に算定。) |
| ・ 退院・退所月加算 | 2, 700単位／月(退院・退所月に加算。) |
| ・ 集中支援加算 | 500単位／月(退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算。) |
| ・ 障害福祉サービス事業の体験利用加算(Ⅰ) | 500単位／日(体験的な利用支援の提供開始から5日以内の期間について算定。) |
| ・ 障害福祉サービス事業の体験利用加算(Ⅱ) | 250単位／日(体験的な利用支援の提供開始から6日以上15日以内の期間について算定。) |
| ・ 体験宿泊加算(Ⅰ) | 300単位／日(体験宿泊を行った場合に加算。(Ⅱ)が算定される場合は除く。) |
| ・ 体験宿泊加算(Ⅱ) | 700単位／日(夜間支援を行う者を配置等して体験宿泊を行った場合に加算。) |
| ・ 特別地域加算 | +15／100 |

(地域定着支援)

- | | |
|-----------------------|-------------------------------------|
| ・ 地域定着支援サービス費 [体制確保分] | 302単位／月(毎月算定。) |
| ・ 緊急時支援費 | 705単位／日(緊急時に居宅訪問又は滞在型の支援を行った場合に算定。) |
| ・ 緊急時飛燕費 | 300単位／日(緊急時に電話等による支援を行った場合に算定。) |
| ・ 特別地域加算 | +15／100 |

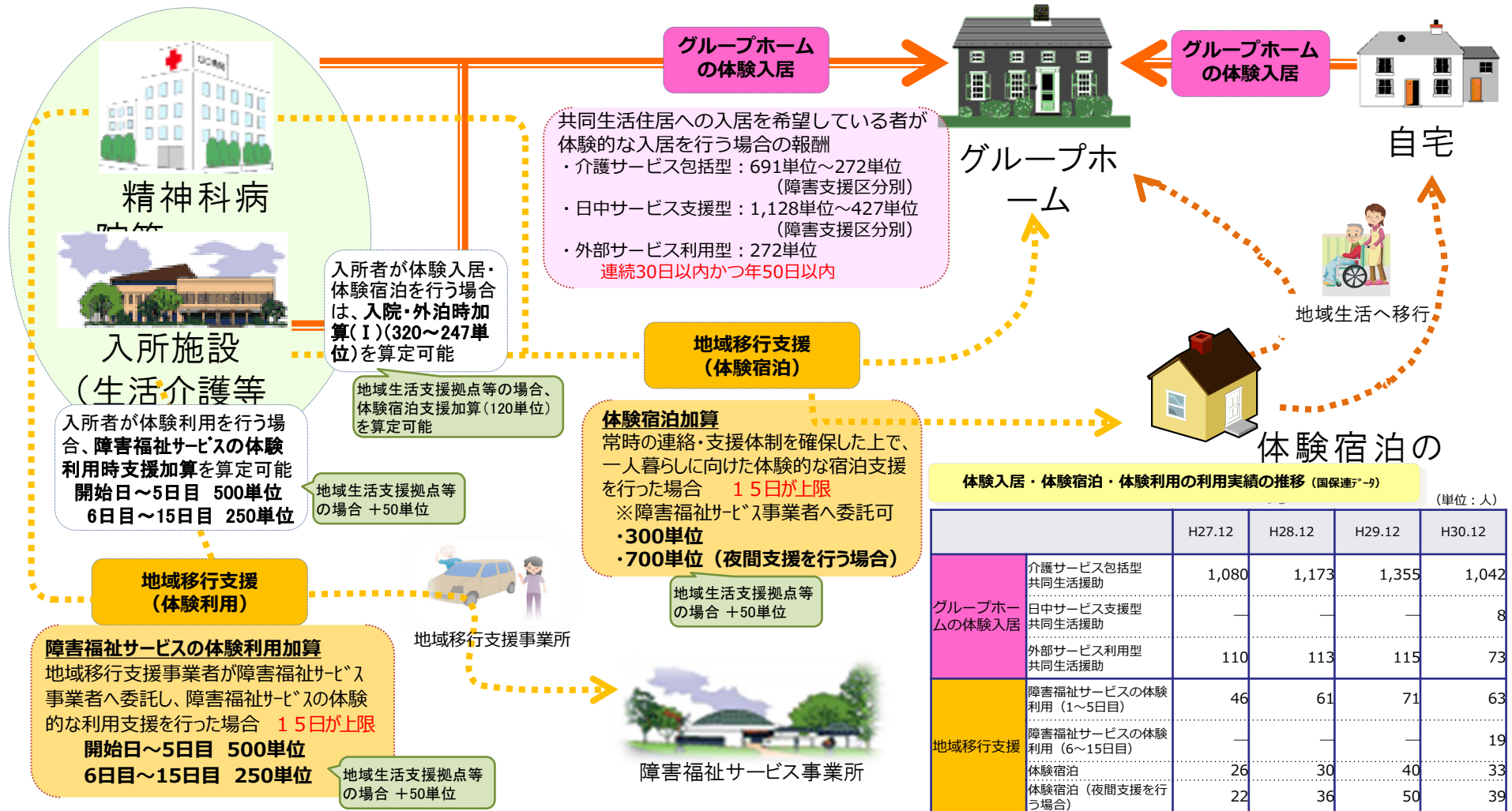
施設入所者及び入院患者の地域移行に係る支援のイメージ

- 施設入所者は、一定期間ごとのモニタリングを通じて、地域移行支援に繋げる。
 - 精神科病院からの退院にあたって支援を要する者については、本人や精神科病院から市町村や相談支援事業者に連絡し、地域移行支援に繋げる。
- ※ 入所施設や精神科病院における地域移行の取組と連携しつつ実施。



施設入所者等の地域生活の体験に関する仕組み

施設入所者等の地域生活への移行を円滑に進めるためには、地域での生活に徐々に慣れていくことが重要であると考えられることから、**入所・入院中の段階から宿泊等の地域生活の体験ができるようグループホーム等の体験入居や体験宿泊、障害福祉サービスの体験利用を促進。**また、グループホームの体験入居については、**家族と同居しながら自宅で生活する障害者も利用可能。**



3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（１）から（４）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（１）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（２）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（３）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（４）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

Ⅱ 障害福祉サービス等の提供について

1 指定障害福祉サービス等の指定手続き、 人員及び運営に関する基準、報酬等について



障害福祉サービスの対象者等について

【療養介護】

1. 対象者

○ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- ① 萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分6の者
- ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が5以上の者
- ③ 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

2. サービス内容

○ 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

3. 報酬

費目	利用定員				備考
	40人以下	41人以上 60人以下	61人以上 80人以下	81人以上	
療養介護サービス費（Ⅰ）	974単位／日	948単位／日	900単位／日	861単位／日	従業者配置2：1以上（区分6が50%以上）
療養介護サービス費（Ⅱ）	710単位／日	674単位／日	625単位／日	595単位／日	従業者配置3：1以上
療養介護サービス費（Ⅲ）	561単位／日	532単位／日	502単位／日	481単位／日	従業者配置4：1以上
療養介護サービス費（Ⅳ）	452単位／日	416単位／日	385単位／日	366単位／日	従業者配置6：1以上
療養介護サービス費（Ⅴ）	452単位／日	416単位／日	385単位／日	366単位／日	従業者配置6：1以上（経過措置利用者）

障害福祉サービスの対象者等について

【生活介護】

1. 対象者

- 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者
 - (1) 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者
 - (2) 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合区分3）以上である者
 - (3) 生活介護と施設入所支援との組合せを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者

2. サービス内容

- 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

3. 報酬

- 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。
（サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。）

生活介護（各種減算）

減算名	内 容	減算単位数
定員超過減算	定員人数毎に1日当たりの利用者数が定員を一定数を超過した場合	所定単位数の－30%
サービス提供職員欠如減算	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合	適用1から2月目－30% 適用3月目以降－50%
サービス管理責任者欠如減算	指定基準に定める人員基準を満たしていない場合	適用1から4月目－30% 適用5月目以降－50%
個別支援計画未作成減算	生活介護計画が作成されずにサービス提供がおこなわれていた場合 当該月から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間	1から2月目－30% 3月目以降－50%
短時間利用減算	開所時間4時間未満	所定単位数の－50%
	開所時間4時間以上6時間未満	所定単位数の－30%
開所時間減算	運営規定に定められている営業時間 （送迎のみを行う時間は含まれない。）が6時間未満の場合	開所時間4時間未満 所定単位数の－50% 開所時間4時間以上6時間未満 所定単位数の－30%
大規模事業所の基本報酬	定員81人以上の大規模事業所（複数の単位で運営されており、かつ、生活支援員等の勤務体制が当該単位ごとに明確に区分されている場合	基本報酬の1000分の991
医師未配置減算	看護師等により利用者の健康状態の把握や健康相談等が実施され、必要に応じ医療機関への通院等により対応することを前提として医師を配置しない場合	－12単位／日
身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない場合	所定単位の1%減算

生活介護（各種減算）

減算名	内 容	減算単位数
業務継続計画未策定減算	以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。 ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を 継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までに策定	所定単位の3%減算
情報公開未報告減算	障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算	所定単位の5%減算
虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。 ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者 に周知徹底を図ること ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	所定単位の1%減算

生活介護（各種加算.1）

加算名	内 容	単位数
人員配置体制加算（見直し）	人員配置体制加算（Ⅰ）	直接処遇職員配置 1.5：1以上 245～321単位／日
	人員配置体制加算（Ⅱ）	直接処遇職員配置 1.7：1以上 197～265単位／日
	人員配置体制加算（Ⅲ）	直接処遇職員配置 2：1以上 125～181単位／日
	人員配置体制加算（Ⅳ）	直接処遇職員配置 2.5：1以上 33～51単位／日
福祉専門職員配置等加算（見直し）	福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）	良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から条件に応じて加算
	福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）	
	福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）	
常勤看護職員等配置加算（見直し）	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下	15単位／日 10単位／日 6単位／日
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（見直し）	視覚・聴覚・言語機能に重度の障害がある利用者が一定数以上であって、意思疎通に関し専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合	28単位／日×常勤換算員数等 ※定員11人以上20人以下の場合
初期加算	利用開始日から起算して30日以内の期間について加算	51単位／日 41単位／日
訪問支援特別加算	継続して利用する利用者が連続して5日間利用しなかったときに、職員が居宅を訪問して相談援助を行った場合に、月2回まで加算	30単位／日
欠席時対応加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合、月に4回まで加算	187～280単位
リハビリテーション加算	利用者が急病等により利用を中止した際に、連絡調整や相談援助を行った場合、月に4回まで加算	94単位／回
利用者負担額上限管理加算	事業所が利用者負担額合計額の管理を行った場合	20単位／日 48単位／日
		150単位／月

生活介護（各種加算.2）

加算名	内 容	単位数
重度障害者支援加算（見直し）	重度障害者支援加算（Ⅰ）	50単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	360単位／日
	重度障害者支援加算（Ⅲ）	180単位／日
食事提供体制加算	収入が一定額以下の利用者に対して、事業所が食事を提供した場合	30単位／日
延長支援加算（見直し）	9時間～10時間未満	100単位／日
	10時間以上～11時間未満	200単位／日
	11時間以上～12時間未満	300単位／日
	12時間以上～13時間未満	400単位／日
送迎加算	送迎加算（Ⅰ） 1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ週3回以上の送迎を実施している場合	21単位／回 一定の要件を満たすと+28単位
	送迎加算（Ⅱ） 1回の送迎につき平均10人以上が利用している、又は週3回以上の送迎を実施している場合	10単位／回 一定の要件を満たすと+28単位
障害福祉サービスの体験利用支援加算	障害福祉サービスの体験利用を行った場合に、15日以内に限り算定	500～250単位 一定の要件を満たすと+50単位
就労移行支援体制加算	生活介護を受けた後に就労し、6月以上就労継続している者がいる場合、定位規模に応じた所定単位数に一定数を乗じて得た単位数を加算	6～42単位／日
福祉・介護職員処遇改善加算	福祉・介護職員の賃金改善等について、一定の基準に適合する取組を実施している場合	基準適合状況毎に設定
福祉・介護職員特定処遇改善加算	上記加算を算定している事業所が一定の基準に適合する取組を実施している場合	所定単位数の+1.4% 福祉専門未取得の場合 +1.3%
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	福祉・介護職員処遇改善加算のいずれかを取得している事業所が賃上げ硬貨の継続に資するよう当該加算額の3分の2以上は福祉・介護職員等のベースアップ等の引き上げに使用する場合	所定単位数の+1.1%

生活介護（新しい加算）

加算名	内 容	単位数
栄養スクリーニング加算	利用開始及び利用中 6 月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合	5単位／回 (6月に1回を限度)
栄養改善加算	低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの	200単位／回 (月2回を限度)
喀痰吸引等実施加算	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設	30単位／日
入浴支援加算	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。	80単位／日
集中的支援加算	状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をともに行い、環境調整を進めることを評価	1000単位／回 500単位／回
緊急時受入加算	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合	100単位／日
緊急時対応加算（見直し）	地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合	50単位／回
高次脳機能障害者支援体制加算	高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等の評価	41単位／日

指定障害福祉サービス等の指定手続き、人員及び運営に関する基準等について

＜指定障害福祉サービス等の指定＞

平成一七・一一・七法律一二三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第三六条

平成一八・二・二六厚労令一九 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 第三四条の七～一九

昭和二二・一一・一二法律一四六 児童福祉法 第二四条の九、第三四条の三

昭和二三・三・三一厚令一一 児童福祉法施行規則 第一八条二七～三〇

- 障害福祉サービス事業等を行う者が、事業所の所在地を管轄する都道府県、指定市、中核市に申請し、都道府県知事、市長が指定。

※以下、指定障害福祉サービスの事業等の人員及び運営に関する基準において、各サービスごとに規定されている項目について、指定療養介護を例として抜粋し示す。

＜基本指針＞ 平成二四・三・一三厚生労働省令二八 指定障害福祉サービスの事業等の人員および運営に関する基準（以下基準）四九条

- 療養介護に係る指定障害福祉サービスの事業は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

＜人員に関する基準＞

（従業者の員数） 基準第五〇条

- 従業者及びその員数は以下の通り。

- ① 医師：健康保険法第六五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上。
- ② 看護職員：療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上。
- ③ 生活支援員：療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、当該必要数を超えて配置されている看護職員の員数を生活支援員の員数に含めることが出来る。また、生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- ④ サービス管理責任者：療養介護事業所ごとに、利用者の数の区分に応じた員数を配置する。また、サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

イ 利用者の数が60以下：1以上

ロ 利用者の数が61以上：1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増す毎に1を加えて得た数以上

（管理者） 基準第五条

- 管理者：指定療養介護事業所ごとに専従の管理者を置く。ただし、管理上支障がない場合は、事業所内の他の職務、他事業所の職務を兼ねることができる。

<運営に関する基準>

（契約支給量の報告等） 基準五三条

- 利用者の入所又は退所に際しては、入退所の年月日等必要な事項を受給者証に記載しなければならない。
- 利用者と契約をしたとき、もしくは受給者証に変更があったときは受給者証記載事項等必要な事項を市町村に遅滞なく報告しなければならない。

（サービスの提供の記録） 基準第五三条の二

- 指定療養介護（以下「支援」という。）を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
- 記録に際して、利用者から支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

基準第五四～五六条略

（利用者負担額の受領） （利用者負担額に係る管理） （介護給付費の額に係る通知等）

（指定療養介護の取扱い方針） 基準第五七条

- 療養介護事業者は、療養介護計画（個別支援計画）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 従業者は、支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項（療養介護計画の目標、内容、行事、日課等）について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 療養介護事業者は、提供する支援の質の評価（第三者評価を含む）を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等） 基準第五八条

- ① 管理者は、サービス管理責任者に支援に係る個別支援計画（以下「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。
- ② 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活前案の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- ③ アセスメントに当たっては利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- ④ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、支援の目標及びその達成時期、支援を提供する上での留意事項等を記載した計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該事業所が提供する支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との業務も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- ⑤ 療養介護計画の作成に係る会議を（支援の提供に当たる担当者を招集して）開催し、療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- ⑥ 療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- ⑦ 療養介護計画を作成した際には、利用者に交付しなければならない。
- ⑧ 療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（継続的なアセスメントを含む。以下「アセスメント」という）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。
- ⑨ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下のことを行わなければならない。
 - ・ 定期的に利用者に面接すること。
 - ・ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- ⑩ ②から⑦については、療養介護計画の変更についても準用する。

2 サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者について



「サービス管理責任者」について

サービス管理責任者の概要

- 障害者総合支援法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、サービス管理責任者の配置を義務付け。 ※ 旧体系サービスは、サービス管理責任者の配置は義務付けられていない。
- サービス管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

サービス管理責任者の要件

- サービス管理責任者の要件については、
 - ① 実務経験(障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験(3～8年))
 - ② 研修修了
サービス管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件(OJT)、実践研修を修了していること。

サービス管理責任者の配置基準

- サービス管理責任者については、障害者福祉サービス事業所ごとに、
 - ・ 療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 …… 利用者60人:1人
 - ・ グループホーム …… 利用者30人:1人

「児童発達支援管理責任者」について

児童発達支援管理責任者の概要

- 児童福祉法においては、サービスの質の向上を図る観点から、新たにサービス事業所ごとに、児童発達支援管理責任者の配置を義務付け。
- 児童発達支援管理責任者は、以下の役割を担う。
 - ① 個々のサービス利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的な評価などの一連のサービス提供プロセス全般に関する責任
 - ② 他のサービス提供職員に対する指導的役割

児童発達支援管理責任者の要件

- 児童発達支援管理責任者の要件については、
 - ① 実務経験（障害児者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における直接支援・相談支援などの業務における実務経験（3～8年））
※ うち3年以上は障害者・障害児に対する実務が必要（平成29年4月1日以降）
 - ② 研修修了
児童発達支援管理責任者研修基礎修了、2年以上の実務要件（OJT）、実践研修を修了していること。

児童発達支援管理責任者の配置基準

- 児童発達支援管理責任者については、障害児通所支援事業所ごとに、
 - ・ 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援：1人以上



3 相談支援専門員 (つなぐ支援) と サービス管理責任者等 (深める支援) の関係 について (土台は一緒)

サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者 (計画作成担当)

アセスメント

- ・障害者の心身の状況
- ・その置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・現に受けているサービス
- ・サービス利用の意向
- ・支援する上で解決すべき課題
- ・その他

サービス等利用計画

- ・生活に対する意向
- ・総合的な援助の方針
- ・解決すべき課題
- ・サービスの目的(長期・短期)
- ・その達成時期
- ・サービスの種類・内容・量
- ・サービス提供の留意事項

障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置づけるよう努める。

複数サービスに共通の支援目標、複数サービスの役割分担、利用者の環境調整等、総合的な支援計画を作る。

サービス事業者

サービス事業者

アセスメント

- ・置かれている環境
- ・日常生活の状況
- ・利用者の希望する生活
- ・課題
- ・その他

個別支援計画

サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。

この講義では・・・

- ・ サービス管理責任者等と相談
支援専門の役割、関係性の理解
- ・ その他、報酬等について
お話しいたしました。

今後の皆様がサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者として活躍される際にお役に立てていただけたらと思います。

ご清聴ありがとうございました。

